

令和 7 年度 公共交通ネットワーク構築事業
自動運転・隊列走行 BRT 導入検討
プロジェクトマネジメント支援業務
公募型プロポーザル説明書

令和 7 年 7 月 2 3 日
東広島市 交通政策課

目 次

1	業務概要	1
2	プロポーザルの実施方針	1
3	プロポーザルへの参加資格	2
4	プロポーザルの選定基準	3
5	書類提出及び問い合わせ先	5
6	プロポーザルの図書の閲覧及び入手方法	5
7	参加表明書類の提出（一次選定審査）	5
8	技術提案書類の提出（二次特定審査）	6
9	プロポーザルのスケジュール	7
10	その他	7

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 公共交通ネットワーク構築事業

自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務

(2) 履行場所

東広島市西条町

(3) 業務内容

別紙「自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務基本仕様書」による

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額

委託料の上限は 47,838 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、実際の支払額については、プロポーザルにおける提案額を基に、改めて契約書案で示すこととする。

2 プロポーザルの実施方針

- (1) プロポーザルは、本説明書により、自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務を委託する者（以下「委託業者」という。）を選定する。
- (2) 委託業者の選定に当たっては、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務）（以下「委員会」という。）において審査を行う。
- (3) 委員会は、一次選定審査において、参加表明書作成要領に基づき参加表明書を提出した者（以下「参加表明書提出者」という。）の中から技術提案書を提出する者（以下「技術提案書提出者」という。）を4者程度選定する。
- (4) 委員会は、二次特定審査において、技術提案書提出者の中から本件業務の委託業者としてふさわしい者を特定する。（特定された者を「特定者」という。以下同じ。）
なお、特定される者は複数の場合もある。
- (5) 委員会は、特定者を複数選定した場合においては特定者に順位を付し、その第一位の者を本件業務の委託業者として最も優れた者とする。
- (6) 特定者のうち最も優れた者を随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。
- (7) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合、又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。

- (8) 積算の参考とするため、随意契約の相手方とされた特定者には再度見積を依頼するが、この際に、プロポーザルの技術資料として提出した金額以上の金額を提出した場合は、随意契約の相手方とはしないものとし、次点の特定者を随意契約の相手方とする。

3 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている単体企業であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けている者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による更生手続開始決定がされていないもの。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による再生手続開始決定がされていないもの。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条第 3 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。

また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前 6 か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。

カ プロポーザルの参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、東広島市の指名除外措置を受けている者。

- (2) 公示日において、東広島市物品役務等競争入札参加資格として「調査・計画>各種行政計画・調査等」の認定を受けていること。

- (3) 広島県内に本店又は支店・営業所等があること。

- (4) 共同企業体により参加を申し込もうとする者にあつては、共同企業体協定書の写し並びに全ての構成企業に係る本件と類似の業務に関する実績表（様式 2）（ただし、様式 2 については、本件業務において担当しようとする業務の実績を記載するものとする。）を提出すること。

4 プロポーザルの選定基準

(1) 参加資格を審査するための基準（一次選定審査の基準）

表－1 一次選定審査の基準

提案項目	評価事項	評価基準	配点
1 事業所に関連する事項	(1)実施体制	・適切な人員が確保されているか ・各人員の役割分担が明確かつ適切であるか ・発注者の要望に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか	10
	(2)類似業務の実績	・本業務と類似の業務経験がどの程度あるか。 ・関連した契約実績があり、業務を遂行するにあたって有益な知見があると判断できるか。	10
	(3)実施能力	・業務内容に対する幅広い知見・情報収集能力を有しているか ・円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか	10
2 従事予定者に関連する事項	(1)類似業務の実績	類似業務の経験があるか。	10
	(2)専門知識・ノウハウ	・当該業務に関する専門知識やノウハウの有無	10
合 計			50

(2) 特定するための基準（二次特定審査の基準）

表－２ 二次特定審査の基準

提案項目	評価事項	評価基準	配点	
特定テーマ① プロジェクト工 程表の策定及び 工程管理	(1)業務の実施方 針	本市における自動運転・隊列走行 BRT 検討 の現状及び基本仕様書で定めた業務内容を十 分理解したものであるか。	10	30
	(2)業務の具体的 な実施手順とそ の考え方	・実施手順やその考え方が明確に示されてい るか。 ・その内容は適切かつ効果的なものか。	15	
	(3)作業計画	作業計画が、業務内容に対して、妥当かつ現 实的であるか。	5	
特定テーマ② 交通需要及び交 通流の影響検討	(1)業務の実施方 針	本市における自動運転・隊列走行 BRT 検討 の現状及び基本仕様書で定めた業務内容を十 分理解したものであるか。	10	30
	(2)業務の具体的 な実施手順とそ の考え方	・実施手順やその考え方が明確に示されてい るか。 ・その内容は適切かつ効果的なものか。	15	
	(3)作業計画	作業計画が、業務内容に対して、妥当かつ現 实的であるか。	5	
特定テーマ③ 道路の将来交 通量推計	(1)業務の実施方 針	本市における自動運転・隊列走行 BRT 検討 の現状及び基本仕様書で定めた業務内容を十 分理解したものであるか。	10	30
	(2)業務の具体的 な実施手順とそ の考え方	・実施手順やその考え方が明確に示されてい るか。 ・その内容は適切かつ効果的なものか。	15	
	(3)作業計画	作業計画が、業務内容に対して、妥当かつ現 实的であるか。	5	
2 その他	(1)業務経費の縮 減	提案額が上限額をどの程度下回っているか。	5	10
	(2)アピールポイ ント	業務内容に有益なアピールポイントはある か。	5	
事業所及び主務担当者の評価		一次選定審査により評価した点数。	50	
合 計			150	

5 書類提出及び問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号（本館 8 階）

東広島市都市交通部交通政策課

電話 082-422-1049

メールアドレス hgh221049@city.higashihiroshima.lg.jp

6 プロポーザルの図書の閲覧及び入手方法

(1) プロポーザルの図書

ア 自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務

公募型プロポーザル説明書

イ 参加表明書作成要領

ウ 技術提案書作成要領

エ 自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務基本仕様書

(2) 閲覧期間

自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務公募型プロポーザルスケジュール【別添資料】のとおり。

(3) 閲覧場所

東広島市ホームページ

(4) 図書の入手方法

東広島市ホームページからダウンロードすること。

7 参加表明書類の提出（一次選定審査）

参加表明者の業務実績や本業務に従事する者の実績等により審査を行う。なお、有資格者が多数の場合は、上位 4 者程度を選定する。

(1) 参加表明書類の提出に関する質問書の提出及び回答

ア 提出期限

自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務公募型プロポーザルスケジュール【別添資料】で示す提出期限日の午後 5 時まで

イ 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

様式 5「参加表明書及び技術提案書提出に関する質問書」に質問事項を記入の上、電子メールで提出すること。なお、電子メールで送信した後に、電話で受信の有無を確認すること。

エ 回答方法

自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務公募型プロポ

ーザルスケジュール【別添資料】に定める日付までに、提出された全ての質問の回答を一括して取りまとめた回答書を東広島市ホームページに掲載する。

なお、回答書はプロポーザルの図書として取り扱う。

(2) 参加表明書類の提出期限及び提出方法等

ア 提出期限

自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務公募型プロポーザルスケジュール【別添資料】に定める提出期限日の午後5時まで

イ 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書類在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。

エ 提出書類及び部数

別添「参加表明書作成要領」によること。

(3) 非選定理由に関する事項

ア 一次選定審査において選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を電子メールにより通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない）以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により東広島市に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ウ 非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない）以内に、電子メールにより回答するものとする。

エ 非選定理由の説明受付場所は、「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

8 技術提案書類の提出（二次特定審査）

一次選定審査において選定された参加表明者に対して、技術提案書類の提出要請を電子メールにより行う。

(1) 技術提案書類提出に関する質問書の提出及び回答

7-(1)「参加表明書類提出に関する質問書の提出及び回答」と同様とする。

（参加表明書類提出に関する質問書と技術提案書提出に関する質問書を兼ねているので、注意すること）

(2) 技術提案書類の提出期限及び提出方法等

ア 提出期限

自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務公募型プロポーザルスケジュール【別添資料】に記載のとおり。

イ 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「技術提案書類在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。

エ 提出書類及び部数

別添「技術提案書作成要領」によること。

(3) ヒアリングの実施

技術提案書類に対するヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時、場所及び実施要領等については、別途通知する。

(4) 特定・非特定理由に関する事項

ア 二次特定審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、その旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を電子メールにより通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない）以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により東広島市に対して特定又は非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない）以内に、電子メール、郵送又はFAXにより回答するものとする。

エ 特定又は非特定理由の説明受付場所は、「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

9 プロポーザルのスケジュール

自動運転・隊列走行 BRT 導入検討プロジェクトマネジメント支援業務公募型プロポーザルスケジュール【別添資料】のとおり。

10 その他

(1) 費用の負担

参加表明書及び技術提案書の作成並びにヒアリングなど本件プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 参加表明書又は技術提案書（以下「提出書類」という。）が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合

- イ 提出書類が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
 - ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - オ 提出書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
 - カ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合
 - キ 委員会又は事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル説明書に定める手続きは除く。）
 - ク 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - ケ 東広島市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
 - コ その他、プロポーザル説明書に違反すると認められた場合
- (4) 業務委託契約に関する事項
- 契約は、東広島市契約規則（平成 20 年東広島市規則第 14 号）に基づき行う。
- ア 契約の方法

随意契約とする。
 - イ 業務委託契約約款

東広島市の定める「業務委託契約約款」を使用する。
- (5) その他
- ア 参加表明者は、参加表明書類及び技術提案書類の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。
 - イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
 - ウ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。
 - エ 提出された書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - オ 参加表明書及び技術提案書の提出後において、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した主務担当者は、原則として変更することができない。

ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には主務担当者の変更を行うことができることとするが、新しい主務担当者は、前任者と同等以上の技術者であることを要するものとし、東広島市の了解を経て行うものとする。
 - カ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
 - キ プロポーザルの結果については、公表することがある。
 - ク 提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
 - ケ プロポーザルの作成のために東広島市より受領した資料は、東広島市の了解なく公表、使用してはならない。
 - コ 参加表明書又は技術提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、別紙様式 6「辞退届」を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受け

るものではない。

ただし、辞退届を提出せずに、選定されたにもかかわらず技術提案を提出しない、あるいは、技術提案書を提出したにもかかわらずヒアリングに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となる場合がある。